

一般社団法人ビジネスプロセス・アーキテクト協会

定 款

一般社団法人ビジネスプロセス・アーキテクト協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人ビジネスプロセス・アーキテクト協会と称し、英文では、Association for Business Process Architect Professionals と表示する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、ビジネスおよび公共サービスの健全な発展・充実に支援する情報システムの構築を図るため、ビジネスプロセスとIT双方の構築業務のマネジメントを担い連携させる実務的専門家や関連する人々の役割および構築方法を定義・開発するとともに、それを実践し獲得したノウハウの社会的啓蒙・普及を通してわが国全体の業務生産性の飛躍的向上ならびに情報システム業界の振興・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報システム構築プロジェクトにおけるビジネスプロセスとIT双方の構築業務のマネジメントを担い連携させる実務的専門家や関連する人々の役割および構築方法論の調査・分析および定義・開発事業
- (2) 前号により定義・開発された役割あるいは構築方法論を実践し獲得した情報システム構築上のノウハウの提供事業
- (3) 前各号により定義・開発された役割あるいは構築方法論を実践する人材の育成、紹介および連携組織の強化事業
- (4) 前各号の活動の有用性を社会に啓蒙し、普及させるための事業
- (5) 前各号に掲げる事業を達成するために必要な付帯または関連する事業

(規律)

第5条 この法人は、理事会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(機関)

第6条 この法人に、社員総会および理事のほか、次の機関を置く。

- (1) 監事
- (2) 理事会

第2章 会 員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同し、別に定める倫理規定に合意して入会した個人

- (2) 認定会員 正会員の中で、この法人が規定した資格を取り、この法人が指定する研修コース終了後、2人以上の社員または認定会員の推薦により理事会の承認を得た個人、または10年以上に亘る当分野の実績を有し、この法人の指定する研修コースを終了後、2人以上の社員または認定会員の推薦により理事会の承認を得た個人
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第8条 正会員、認定会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

- 2 入会は、社員総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金および会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

- 2 認定会員は、社員総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。
- 3 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人または被保佐人になったとき
- (3) 死亡、もしくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退会)

第11条 正会員、認定会員および賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、社員の半数以上が出席し、総社員の3分の2以上の議決権に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な理由があるとき
- 2 前項により除名が議決されたときは、その会員に通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利義務)

第13条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務があるときはこれを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員および役員

(社員の入社)

第14条 この法人の社員とは、社員3人以上から推薦された認定会員が理事会の推挙を受け、社員総会の決議で承認された者をいい、これを一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般法人法」という。)上の社員とする。

(社員の退社)

第15条 社員が次の各号の一に該当する場合には、退社する。

- (1) 第10条、第11条および第12条の規定により会員でなくなったとき
- (2) 認定会員である社員がその地位のみを辞するときには、理事会に申し出た後、社員総会の決議によるとき

(役員の種類及び定数)

第16条 この法人に次の役員を置く。

理事 3人以上 7人以内

監事 1人以上 2人以内

- 2 理事のうち理事長および副理事長を各1人を置き、それぞれ代表理事とする。

(役員を選任等)

第17条 理事および監事は、社員総会において選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事会において定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者または3親等以内の親族その他特別利害関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事は、理事もしくはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 理事または監事に変更があったときは、変更後2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、この法人を代表し、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事会は、理事長および副理事長以外の理事の中から、業務を執行する理事を選定することができる。
- 5 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規定による。
- 6 理事長、副理事長および第4項の業務を執行する理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第19条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

- (2) この法人の業務および財産の状況を監査すること
- (3) 社員総会および理事会に出席し、意見を述べること
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

- 第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 補欠または増員として選任された理事の任期は、在任者または前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 5 役員は、辞任または任期満了後においても、法令または定款に定める員数を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第21条 役員は、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

- 第22条 理事の報酬、賞与其他職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、社員総会の決議をもって定める。
- 2 監事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。ただし、監事は監事の報酬等についてその社員総会において意見を述べることができる。

(競業および利益相反取引の制限)

- 第23条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人と理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければ

ばならない。

- 3 前2項の取扱については、第48条に定める理事会規則によるものとする。

(役員の実任の免除)

第24条 この法人は、役員等の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(外部役員の実任限定契約)

第25条 この法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第4章 社員総会

(社員総会)

第26条 この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第27条 社員総会は、社員をもって構成する。

- 2 社員総会の議決権は、社員1人につき1個とする。

(権限)

第28条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の入社および退社
 - (2) 役員の実任および解任
 - (3) 役員の実任額またはその規定
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の事業報告および決算報告
 - (6) 会員の入会基準ならびに会費および入会金の額
 - (7) 会員の除名
 - (8) 長期借入金
 - (9) 合併、解散および残余財産の処分、事業の全部もしくは一部の譲渡
 - (10) 理事会において社員総会に付議した事項
 - (11) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては第30条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は議決することができない。
 - 3 社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることができない。

(開催)

第29条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき
- (2) 社員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事会にあったとき

(招集)

- 第30条 社員総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、総社員の同意がある場合には、招集手続を省略することができる。
- 2 理事長は、第29条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前まで通知しなければならない。

(議長)

- 第31条 社員総会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第32条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

- 第33条 社員総会における議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項およびこの定款に規定するものを除き、出席した議決権を有する社員の過半数をもって決する。

(書面または代理人による議決権行使)

- 第34条 社員は一般法人法第38条第1項第3号による書面または一般法人法第50条第1項による代理人によって議決権を行使することができる。
- 2 前項の規定により行使された議決権の数は、出席した社員の議決権の数に算入する。

(社員総会の決議の省略)

- 第35条 理事または社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき社員の全員が書面により同意をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会の報告の省略)

- 第36条 理事または社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面により同意をしたときは、社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 社員総会の議事については、次の事項を記載した内容の議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会の開催の日時及および場所
 - (2) 理事・監事および社員の総数ならびに出席者数
(書面または代理人によるときは、その数を付記すること)
 - (3) 議事の経過の要領およびその結果
 - (4) 出席した理事および監事の氏名
 - (5) 議長の氏名
 - (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 2 第35条において決議があったものとなされる場合は、次の事項を記載した内容の議事

録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) (1)の事項を提案した者の氏名
 - (3) 社員総会の決議があったとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 第36条において報告があったものとみなされる場合、次の事項を記載した内容の議事録を作成しなければならない。
- (1) 社員総会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 社員総会への報告があったとみなされた日
 - (3) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 4 社員総会議事録は、社員総会の日から10年間、主たる事務所に保存する。

第5章 理 事 会

(構成)

第38条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第39条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時および場所ならびに議事に付すべき事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長および副理事長の選定および解職
 - (6) 重要な財産の処分および譲受け
 - (7) 多額の借財
 - (8) 重要な使用人の選任および解任
 - (9) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
 - (10) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう)の整備
 - (11) 第25条の外部役員等の責任限定契約の締結
- 2 理事会は、前項中第6号乃至第11号に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(種類および開催)

- 第40条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、3か月に1回以上開催する。
 - 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第19条第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および前条第1項第4号により監事が招集する場合を除く。
- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第1項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
 - 3 理事長は、前条第3項第2号又は前条第3項第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集をしなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

- 第42条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

- 第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第44条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

- 第46条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第18条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第47条 理事会の議事については、一般法人法に関する法律施行規則第15条で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 理事会に出席した理事および監事は、理事会議事録に記名押印する。
 - 3 理事会議事録は、理事会の日から10年間、主たる事務所で保存しなければならない。

(理事会規則)

- 第48条 理事会に関する事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業計画および収支予算)

第50条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書(以下計算書類等という)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時社員総会において承認を得るものとする。

(剰余金の配当)

第52条 この法人は、剰余金の配当を何人に対してもこれを行わない。

第7章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第54条 この法人は、社員総会において、総社員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第55条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号および第4号乃至第7号に規定する事由によるほか、社員総会において総社員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第56条 この法人が解散による清算の結果、なお残余財産があるときは、社員総会の決議によりこの法人と類似の事業目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄附するものとする。

第8章 情報公開および個人情報の保護

(情報公開)

第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資

- 料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

- 第59条 この法人の公告は、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第9章 雑 則

(委任)

- 第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第10章 附 則

(最初の事業年度)

- 第61条 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成21年12月31日までとする。

(設立時の役員等)

- 第62条 この法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	田 村 英 二
設立時理事	丸 山 則 夫
設立時理事	河 合 修 三
設立時理事	森 健 二
設立時監事	高 橋 瞳

(設立時社員の氏名および住所)

- 第63条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

(設立時の主たる事務所の所在場所)

- 第64条 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりである

東京都港区南青山一丁目1番1号新青山ビルディング西館

(法令の準拠)

- 第65条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法およびその他の法令に従う。

以上、一般社団法人ビジネスプロセス・アーキテクト協会設立のため、設立時社員は、本定款を作成し、これに記名押印する。

平成21年1月13日

一般社団法人ビジネスプロセス・アーキテクト協会

設立時社員 田 村 英 二

設立時社員 丸 山 則 夫

設立時社員 河 合 修 三

設立時社員 森 健 二